令和８年（フ）第３７８４号
大阪市住吉区東粉浜３丁目28番７－304号
債務者　籠　　舞子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０９号
大阪市大正区泉尾１丁目19番21号、前住所大阪市西区南堀江３丁目７番６－1302号
債務者　前田　友美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２４号
大阪府高槻市京口町11番７号　アンフィニィ京口306号
債務者　長富　周平
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９２号
大阪市城東区今福南３丁目２番20号　Ｗｉｔｈ　Ｙｏｕ　406
債務者　別所　樹里
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９６号
大阪府門真市脇田町２番２－101号
債務者　柴田　一彦
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９７号
大阪市東成区大今里西３丁目10番５－706号
債務者　ｔｒｍ繁盛経営研究所こと　齊藤　俊成
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９１３号
大阪府枚方市東牧野町11番４－207号、前住所大阪府枚方市甲斐田町26番16－102号
債務者　奥村　歩海
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９６１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番37－210号
債務者　井筒　安重
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０００号
大阪市北区錦町２番35－506号
債務者　尾﨑　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３６号
大阪市東淀川区小松１丁目10番18号　セントリーハイツ21　308号
債務者　古田　博信
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１１４号
大阪府守口市豊秀町１丁目１番11－301号
債務者　佐藤　克朗
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３６１号
徳島県徳島市応神町吉成字轟21番地の３　ビレッジハウス応神１号棟301
債務者　前山　雅弘
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０８号
佐賀市神園六丁目６番38号、前住所佐賀市新中町４番３号　シティハイムれんげ103号
債務者　廣瀬　裕介
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１１号
佐賀市川副町大字早津江56番地１　サンハウス上早２　106号、前住所佐賀市諸富町大字山領457番地11
債務者　明井　瑞希（旧姓岡）
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６９号
千葉県市原市光風台４丁目175番地
債務者　高木　里菜（旧姓大村）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２７号
千葉県木更津市長須賀333番地１　クリエイト木更津第１　215号
債務者　井上　博隆
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４５号
千葉県君津市南子安９丁目１番25号　203、前住所千葉県木更津市畑沢南２丁目36番２号
債務者　平岡　直樹
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部